「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」について

|  |  |
| --- | --- |
| 条文 | 逐条解説 |
| （目的）  第一条　この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三条第三号の規定により手話が言語とされているにもかかわらず、そのことが府民に十分に認識されていないこと、及びそのことにより手話を習得することのできる機会が十分に確保されていないことに鑑み、言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関し必要な事項を定めることにより、手話が言語であるという認識の下、聴覚に障害のある者（以下「聴覚障害者」という。）のほか、聴覚障害者と共に生活し、学び、又は働く者が手話を習得し、もって府民がより多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 | ・手話は、障害者基本法において、「言語（手話を含む。）」と明記されており、明確に言語である。同法においては、言語を含めた障がい者の「意思疎通の手段として選択できる機会の拡大」について規定されているに過ぎず、「手話が言語である」という認識の普及に資するものではない。  ・言語としての社会での扱いを受けるには、①言語として多くの人に認識され、②習得する機会が確保され、もって、③より多くの機会で手話を使用することのできる社会的環境が確保されていることが必要である。  ・しかしながら、「①認識」については、府の実施した調査の結果、手話が言語であることについて認識を持つ府民の割合は39.8％と低く、当該認識が府民に行き渡っていない状況にある。  ・「②習得の機会」については、言語は本来、誰からも教わらずとも、乳幼児期に自然に習得されるが、家族等が手話を使えない場合は、自然習得できず、言語能力の発達に支障を生ずる可能性がある。しかし、手話の自然習得の機会を確保するための法律等はない。  ・さらに、言語は、学校の教育課程において文法力や語彙力を高める機会が確保されるが、学習指導要領（特別支援学校）には、視覚に障がいのある児童や生徒に点字を指導・習得させる旨の記載はあるにもかかわらず、聴覚に障がいのある児童や生徒に手話を指導・習得させる旨の記載がない。  ・このように、聴覚に障がいのある者のほか、当該者と共に生活し、学び、又は働く者が手話を習得するための機会を都道府県が確保する法律や法律に基づく制度は存在しない。  ・その結果、聴覚に障がいのある者が、手話通訳によらずとも、手話で意思疎通のできる社会的環境が整っていない。  ・また、上述の手話等の意思疎通の手段の確保・拡大を図るべきことは、共生社会実現のための基本原則とされ、地方公共団体は基本原則に関する国民の理解を深めることも義務づけられている（障害者基本法７条）。  ・以上のとおり、言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保を図る必要があるが、これらは、単年度の予算による事業の実施によってではなく、市町村、学校及び障害者の支援団体等の協力を得て、恒久的かつ永続的に予算の有無に左右されないものとする必要があり、また条例制定自体に啓発効果があるため、この条例の制定及び施行を図るものである。  ・このことにより、手話が言語であることを府民が認識した上で、聴覚に障がいのある者のほか、当該者と共に生活し、学び、又は働く者が手話を習得し、もって府民が、より多くの機会で手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 |
| （言語としての手話の認識）  第二条　府は、府民に対し、手話が言語として認識されるよう必要な啓発に努めるものとする。  ２　府民は、手話を言語として認識するよう努めるものとする。 | ・第１項  ‐手話が言語であることの認識を持つ府民の割合は39.8％であり、低い状況である。このため、手話が言語として認識されるよう府は、府民（住民のほか、府内に勤務、通学その他の活動の根拠地を有する自然人）に対して必要な啓発（主に障がい者の芸術文化に係る事業など既存の取組を活用した周知のほか、映画とのタイアップポスターの掲示、チラシやパンフレットの設置などの啓発を想定）に努めるものとする。  ・第２項  ‐府民は、手話を言語として認識するよう努めるものとする。 |
| （手話を習得する機会の確保）  第三条　府は、市町村、聴覚障害者の日常生活及び社会生活の支援を行う民間の団体並びに学識経験のある者と協力して、聴覚障害者が乳幼児期からその保護者又は家族と共に手話を習得することのできる機会の確保を図るものとする。 | ・府（聴覚に障がいのある乳幼児からの手話の習得に関しては、学校教育法に規定する特別支援学校を含む。）は、市町村、聴覚障がい者の日常生活及び社会生活の支援を行う民間の団体（主に聴覚障がい者の当事者団体のほか、聴覚に障がいのある子どもの発達に係る支援を行う社会福祉法人、ＮＰＯ法人及び株式会社を想定）並びに学識経験者と協力して、聴覚に障がいのある乳幼児、その保護者又は家族（主に乳幼児の兄弟姉妹、その他の同居する親類縁者を想定）が、手話を習得できる機会の確保に努めるものとする。  ・府は、市町村とは障害者手帳の発行を通じた機会の確保に係る当該対象者への情報の提供について、事業者等とは主に乳幼児に対して実施している療育や相談支援との連携について、それぞれ、協力する。  ・人の第一言語となるべき言語は、本来的には誰から教わらずとも、その保護者又は家族との日常生活の中で乳幼児期において自然に習得するものであるが、聴覚に障がいのある乳幼児の保護者又は家族が手話を使えない者である場合は、当該自然の習得が見込まれず、かつ当該乳幼児の言語能力の発達に支障の生ずるおそれがある。また、これらの者の手話の習得の機会を確保するための法律や法律に基づく制度はない。このため、この条を規定することにより、聴覚に障がいのある乳幼児及びその保護者又は家族について、手話の習得の機会の確保を図ろうとするものである。  ・なお、聴覚に障がいのなかった者で事故や疾病その他の事由により聴覚に障がいのある状態となった者（以下「中途失聴者」という。）及びその保護者又は家族についても、手話を習得することのできる機会の確保の対象とするものである。 |
| （学校による手話の習得の機会の確保への支援）  府は、聴覚障害者が在学する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び高等課程を置く専修学校をいう。以下同じ。）による次に掲げる教育活動において手話を習得することのできる機会の確保を図るため、学校に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。  　一　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）に規定する総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動  　二　部活動その他の教育課程でない教育活動 | ・府は、聴覚障がい者が在学する学校による次に掲げる教育活動において、教員、児童、生徒、学生その他の学校関係者が、手話を習得することのできる機会の確保を図るため、学校に対して、情報提供（主に当該取組の必要性や意義、府による支援が受けられることなどを想定）し、技術的な助言（主に必要なカリキュラムの提供、先進事例の紹介などを想定）を行い、その他の必要な支援（主に手話を実践的に習得できる場の提供、講師のあっせん、発表の場の提供、表彰の実施などを想定。）を行うものとする。  （第１号）総合的な学習の時間、特別活動、自立活動  （第２号）部活動やサークル活動のほか、学校内で行う教職員向けの研修、ＰＴＡ活動を想定  ・この条でいう学校には、幼稚園を含んでいない。これは聴覚に障がいのある児童の多くが一般的に通うとされる聴覚支援学校幼稚部が同条の特別支援学校に含まれているためである。一方、小学校以降の学校については、特別支援学校だけでなく普通校において難聴学級に通級する児童・生徒もいるという実態があり、第４条の支援の対象としている。なお、幼稚園の教員その他関係者の手話を習得する機会の確保に係る支援については、この条の直接的な対象とはしていないが、条例に基づかない一般的な施策としての支援を排除するものではない。  ・学校で実施する教育課程の根拠となる学習指導要領に手話を習得させることについての定めがないため、学校教育法施行規則の各教科において、手話を習得する機会がないのが現状である。なお、手話の学習を正課で行うことについては、学習指導要領の定めるところによる。このため、この条を規定することにより、総合的な学習の時間や自立活動のほか、部活動その他教育課程でない活動を活用して、手話を習得できる機会の確保を支援しようとするものである。 |
| （事業者による手話の習得の機会の確保への支援）  第五条　府は、聴覚障害者が勤務する事業者による手話を習得することのできる機会の確保を図るため、事業者に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。 | ・府は、聴覚障がい者が勤務する事業者（主に民間事業者を想定しているが、行政機関を除外するものではない。）による手話を習得することのできる機会の確保を図るため、事業者に対し、情報提供（主に当該取組の必要性や意義、府による支援が受けられることなどを想定）し、技術的な助言（主に必要なカリキュラムの提供、先進事例の紹介などを想定）を行い、その他の必要な支援（主に企業による取組の認証、表彰の実施などを想定）を行うものとする。  ・事業者による手話を習得することのできる機会の確保とは、主に事業者の従業員に対する手話の習得のための講座を想定している。  ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）は、行政機関等に対して「合理的な配慮」の実施を義務付けているが、民間事業者に対しては努力義務にとどまる上、意思疎通に係る合理的な配慮の基本的な考え方として、手話のほか、筆談などの方法によることもできるとされている。本条は、手話による意思疎通を合理的配慮として求めているのではなく、また、合理的配慮の方法を手話に一本化しようとするものでもない。したがって、同法の具体化を意図したものではなく、民間事業者による手話を習得することのできる機会の確保を図ろうとするものである。 |